



たしております。保管場所等についての措置をしておりまして、経過を、ちょっと御説明させていた、たきたいと思いますが、実は川島長官におかれましては、この保管場所の確保ということをする以上は、保管場所といふものを国も努力して作るし、また各般においても、各自治体等においても、保管場所といふものを相当強力に推進して作つて上げる、そういうふうにして、その上で警察が法令の施行の取り締まりをするというふうになるということは、申すまでもないことでございますが、深く川島長官が心配しておられまして、実は東京におきましては、国有地等において、今までできるだけ開放をいたしまして、保管場所の確保をいたそらといふので、私は特命を受けまして、実は建設省、運輸省、大蔵省等、それから地方庁におきましては東京都、これら各省の事務次官、並びに警視総監、副知事等にきてもらいまして、数回にわたりまして、未利用の国有地を早急に駐車場にすることができるかどうかといふ検討をいたしたわけでござりますが、その結果、たゞいま早急に約十三カ所の場所を取り上げまして、東京都と警視庁とが責任を持つて調査いたしまして、これを大体開放いたしまして駐車場にしよう、こういうふうにしていきたいこ

お思っておられるわれておこなはれてござります。されど、さうから、やり方といたしましては、できるだけ各省が協力してやつてきりますと同時に、ただいまのこところ、われわれの考え方は、総理府にあります交通対策本部を思い切り活用してもらいまして、各省のいろいろ関連の幅広いたしております部分を整理して実行に移すといふふうにして参りましたい、こう思つております。

○久保委員 そうしますと、いろいろな問題が交通にはございますが、特に審議の対象になつておるこの法律について、主として調整をとる元締めは、ただいま政務次官おっしゃるところの交通対策本部といふところでやる、こういうことで了解してよろしくうなづけますか。

○岡崎政府委員 川島長官と私とお話をいたしましたのは、最終の調整はそこにやつてもらら、こういうふうに今話をしております。

○久保委員 それは閣議の了解なり、閣議の決定を経て、そういうことになつておるのでありますか。

○岡崎政府委員 まだ閣議の決定を経ていませんが、そういう方針で川島長官と私は話をいたしております。自然、交通問題閣僚懇談会にさつき申しました案を提示いたしまして、その実施を交通対策本部にやらせるという方針が、この次の閣僚懇談会で大体打ち立たられるのではないか、こう思います。

○久保委員 國僚懇談会といふもののが、法制上どういう権限があるか、私は勉強しておりませんからわかりませんが、この法律は、非常に簡単なようですが、かかるしいと思うのです。そこに問

規制といふか、車庫を確保することをおきらつてゐるわけじやありません。やはりこういふ事態になりましては、もうといふ決心をしたならば、やはり的確にやつていただき、こういうことが一番大事だと思うのです。それでないと、簡単なことさえ守れない時代、そういう事態に交通関係はなつておるが、それを開議の決定なり何なりでオーソライズして、各省庁もこれに従うといふことに元締めにするというならば、それから対策策ありますから、今務次官おつしやる通りに、交通対策本部を調整しないと、これから問題が起きてきます。今何らの対策もありません。これから対策策ありますから、その点をはつきりしていただきたいと思うのであります。ここでお答えをおできにならぬと思うのですが、できないならば、川島長官がお帰りになつたならば、このことを強く言つて、この法案が参議院段階で通るまでに、そらう形くらいいはさしあたりとするべきでないかと思いますが、いかがでしようか。

○久保委員 そこで、これに関連して一つ行政管理庁にお伺いしたいのですが、最近法律の数もたくさん出て参りました。さらに、こういうふうな形態の法律も、今日出てくる時代になりました。ついては、法律がどの程度良心的に実行されておるか、あるいは実施されておるかということについて、検査を最近おやりになつた経験はありますか。

○岡崎政府委員 法律の実施、あるいは法律に基づいた各行政機関、各省のいわゆる活動状況というようなものについては、年間を四期に分けまして、いろいろな面から取り上げて隨時やっております。しかし、法律が執行されておるかどうか。法律執行の状況等を特に取り上げて——私が川島長官とともに行管に入りましてから、法律の執行状況といふものだけを取り上げていつたということはまずございませんが、そういう精神でやっておりますから、その点については、事務当局に一ぺんよく調べさせてお答えいたしたいと思います。

○久保委員 政務次官でありますから、こまかいことはおわかりにくいかと思うのでありますが、私がお尋ねしたい nellaiは、特に最近の大きな問題というと、何といっても交通の問題がやはり大きい問題の一つであります。そこで、それに応じて、こういふうな法律も、曲がりなりにと言つては大へん失礼でありますが、実際曲がりなりにこの法律は出てきたと思うので

うか、早生児のきらいがある。保温器に入れて三ヵ月なり半年なり温めなければ——あるいは一年という年限もありますが、これはそういう種類の法律であります。これはあとでも御質問いたしますが、第六条第二項のどときは、道交法にこのままあるわけです。道交法にあるものを、わざわざ——これは必要上あげてきたものだらうと思いますが、この道交法にあげてあるものを、なぜこの法律に移しかえをしてこなければならぬかということ。結局交通問題を処理する場合に、新しい方策ももちろん必要であります。きのうの委員会でも申し上げましたが、まず第一に必要なことは、何と言つても道路の容量を多くするという道路改良の問題、さらには都市の集中を排除するという分散の問題、これが基本的な路線だと思うのです。基本的な路線については、残念ながら明確な線は出でない。道路は道路なりに二兆一千億の五ヵ年計画といふか、そういうものが、自動車の生産は生産で一応の問題がある。こういうことであります。が、横道にそれますけれども、私の調べた範囲では、大体自動車の増加の傾向は、政府がお立てになつた所得倍増計画によりましても、大体一割見当年にふえております。これは生産高ではなくて、保有です。これは普通車で八・二%、小型車で一一・四%、こういうことで、四十五年には大体三百四十万台ぐらい、こういう想定でやつておるわけです。ところが、道路に対する投資が非常に下回つてゐる。今日非常な開きが出て いる。それを追い越すどころか、自動車の保有に追いつく

のに非常な投資が必要なんであります  
が、これに追いつくかどうか、ちつとも  
もわからぬという状態であります。そ  
ういうことからといって、横道にそれま  
したが、少なくとも基本方針を確立す  
ることが必要だと思うと同時に、今日

こういうことあります。いかがですか。

○岡崎政府委員 最近道路上の問題について勧告いたしましたが、詳細につきましては、審議官にお答えいたさせます。

願いすると言ふ。さらに第五条は当然警察、第六条もその通り、こういうことになりますと、これは大へんな人數が必要ではなかろうかと、私は思うのであります。これも必要でありますから、これをやることをわれわれはきら

○柏村政府委員 交通警察に従事する専従員は、全国で約一万二千余でござりますが、全体の定員の約一割弱になつております。三十七年度におきましては、予算編成にあたりましては、特に交通關係として増員することは

算に組んでいたので、そうして内勤等の、警察官でなくて済むような事務をそれによだねて、第一線に、主としてこれは交通でございますが、そういうことに出すような配慮が、県によつては相当行なわれておるわけでありま

では、一昨年ですか、できまして、今まで実施しております。その中に車の制限もあります。ところが、その駐車の制限をいたすにしても、なるほど歩道のわきには黄色いペイントを塗つておくが、さてこれを取り締まる、あるいは整理をするという場合に、これに応じたところの交通関係の警察官の配置はどうかといふと、残念ながら、この間別の委員会で調査をいたしました結果は、ある警察署のごときは、十一人か九人、交通係といふのがおるそらであります。ところが、処罰關係といふか、取り締まりといふか、書類上の整理に三名か四名要る。あるいは事故のあった場合の検証ですか、こういふのに二、三名とられるといふと、街頭に立つて交通整理する、流れをスマーズにやるといふ本業の機能に使うのは、一人か二人だといふのでね。私が言いたいのは、行政管理庁は、法に違反しているかどうかを調べるのじゃなくて、法を行ない得ない原因はどこにあるかといふ、こういうことをお調べになつておられるかどうか。特に交通の問題がこうやしましまつてきたのですが、最近においてどういうことをおやりになつておるか、

おおなる内容は、非常に件数は多うござりますが、交通事故原因の把握について。それから交差施設の整備でございます。それから交通調整及び交通事故の運営管理について。その他 約三十二項目ほど勧告いたしました。そのことが契機になりまして、交通関係監修懇談会が設置されたわけであります。

○久保委員 その中で、私が今質問した、たとえば交通関係の警察官の配置あるいは人員、そういうものについてあるいは勧告をされておりますか。

○諸永説明員 それは勧告いたしておりません。

○久保委員 政務次官今お聞きの通りで、この設備を改良することも一つであります。人間を配置することもやはり重大な点だと思います。今お聞きの通り、この勧告には、人間の面についての勧告はなされておらないといふことあります。これは非常に不的確で、重要な点をのがしていると、私は思うのです。これは別に非難をしているわけではありませんけれども、私の言いたいのは、これは柏村長官も聞いていただきたいのであります。先ほど申し上げた四条の保管場所をチェックする場合に、運輸省は警察の方にお通の緩和並びに事故防止に関する行政監察をいたしまして、関係各省に勧告をいたしました。

る人員はどうするのかといふと、これはおずかに思ひます。それで柏村長官にお答えをいただきたいのですが、この人間の手配がであります。は、法律といふのは完全に守られないで、法律だけはりっぱに出して、たまたま見つかって処罰された者は運が悪いやつだ、こういうことではならば——きのうも申し上げましたし、目的が達成できないと思うのです。私は、こういうところに人間を増す中でも、一つは人間が交通をさばいているのではなくて、自動信号機がさばいているところであります。信号機は、幾多の原因がありましょうが、そこは、残念ながら、時間がくれば黄や青のところの、あるいはその他の渋滞区間ににおけるところの交通整理は、やはり人間に待たなければならぬ。人間を配置することが一番なんです。そういうことを考へれば、そういうところにさえ手が回らぬのに、どうしてこの点まで手が回るのだろうかという疑問を、素朴にわれわれ起こすわけです。

で、三十四、三十五、三十六の三年か年  
で、警察官の一万名増員を完了いたし  
たわけでございまして、そのうち、四  
千名を交通に充てると、いう計画をし  
て、目下その人員を養成いたしておる  
わけでございます。三十七年度におき  
ましても、引き続き交通を中心として  
増員すべきかどうかといふ問題があつ  
たわけでございますが、これは予算編  
成の技術的問題もござりますが、過去  
三カ年において相当の増員をしていた  
だけました結果、人間の増ということ  
にむしろ今まで三カ年予算の重点がい  
きまして、それに伴う施設、設備とい  
うような面が、まあ私どもの見るとこ  
ろでは、アンバランスになつておると  
いう実情がございましたので、三十七  
年度におきましては、主としてそろし  
た施設、設備の関係に予算の重点を指  
向いたしたわけでござります。しかし  
ながら、現在まで獲得した人員で、これ  
で十分であるというふうには、ただい  
ま御指摘のように、私どもも考えて  
おらぬのでありますけれど、各県それぞれ必  
要に応じまして、県の条例等によつて  
警察官の増員をしたもの、または、直  
接内勤の警察官を第一線に出すといふ  
ことをするために、事務職員、いわゆ  
る警察官でない事務職員を府県費で予

ところで、府県独自にいろいろと考慮していただき、また、警察官の配置転換等ができるだけ交通に重点を置いて考えていただき、ということにいたし、また、これは来年の問題でござりますけれども、三十八年度以降におきましては、事務の量に見合すべく、増員の計画を早急に立てて、また御配慮をいただきたい、こう考えておる次第でございます。

○久保委員 普話によりますれば、人間の面は従来増員をしてきたので、施設や装備に重点が置かれて、三十七年度は実はというふうなお話であります。が、どうも柏村長官、なるほど警察内部で見れば、そういうアンバランスだけが目に立つのかかもしれませんか、われわれ局外者は、やはり交通渋滞をさばくというのには、こういう車庫の問題もありましょう、あるいは駐車禁止といふ問題もありましようが先ほど申し上げたような渋滞地区の交差点には、四六時中、と言つては語弊があるが、警察官が立つてくれれば、これだけ交通渋滞を防げるかということは、これはあなたもおわかりだと思うのです。そういう点からいって、少なくともこの東京都内といふところの重点地区には、全部警察官がそれぞれ配置できていけるようにしてもらわなければいかぬと思うのです。そういうことがなくて、いろいろな方策を立て

でも、それは本末転倒だと私は思らぬ  
ございましょうが、たとえば交通関係  
でも、取り締まるという問題がありま  
すが、取り締まるのが主じゃなくて、  
交通警察官は、交通を渋滞させること  
なく、円滑に安全に流すといふこと  
が、その職務本来の責任だと思うので  
す。そういうところに重点がなくて、  
結局、その他の副次的な仕事に追われる  
ことは、役所としてもこれは不本意で  
はないからうかと私は思うのです。そろ  
いう点を改めるよう、これはぜひ考  
えてもらわなければいかぬ。これは政  
務次官にもよくお考えをいただいて、  
川島長官とも御相談の上、交通関係監  
修懇談会にも、そういう点は持ち込ん  
でほしい。今後警察官を増員されるな  
ら、そういうところに重点的に配置し  
てほしいということを一つ申し上げて  
おきます。

通警察官としての適性を備えた者に専門的な訓練を施して、それによってトントンに上がる、と言つちゃ語弊がありますが、そういうところでは、犯罪が、そういう組織にしておいて、犯罪の捜査やあるいはその他のいろいろな仕事もござりますが、そういうところでは、仕事もござりますが、それは隔絶した、交通警察官としての一つの体系を作つていただきたいと、いうのが、当然じゃなかろうかと思う。幸いあなたとのところには、富永參事官といふ有能な参事官が、今回交通局長になられるそうですから、そういう機会に、せめてそういうことにしておかないと、きょうはデモの警備、あつたは四つじ、次の日には強盗をつかまえにいく。これでは、残念ながら、専門的な交通のさばき方は、私は不可能だと思ふ。だから交通事故の科学的捜査としても、これは不可能だと思ふのです。單なるピストル強盗をつかまえるのと、この科学的衝突事故の科学的捜査するのとでは、だいぶ違うと思ふのです。そういう点からいって、専門的なものに重点を置いてほしいと思うのですが、いかがでしよう。

○久保委員 次に中小企業庁長官がおいでであるそうでありますから、中小企業庁長官にお尋ねしたい点は二つあります。

その一つは、現在審議いたしておりますいわゆる車庫保有の義務という関係の法律であります。これについて、昨日の交通関係閣僚懇談会では、やはり中小企業者の保管場所確保について、いろいろあなたの方からも御提案なさって問題になつたそらであります。実態は、東京都内にとれば、中小企業者の車庫を持つてゐる者は、車を持つてゐる者の数の大体二割ないし二割五分ぐらいだといふ話であります。が、そういうことになりますと、問題は非常に深刻だと思うのです。しかしながら、今日の道路の状態、交通の状態からいへば、当然のことく、保管場所は確保していただきなければならぬ。こういうことに相なるわけです。本来ならば、われわれ国会で審議する場合は、中小企業者のかかるものについてはかかる対策があるとはつきりお示しをいただくのが当然であります。が、残念ながら、きのうやつと閣僚懇談会の話題になつたというのでは、これは中小企業庁長官の責任ではないでしようが、われわれとしては非常に残念だと思ふんです。ついては、どういう方策をどういふふうに具体的にやろうとするのか、一つそれをお聞きしたい、こう思います。

でござりますので、法案の作成につきましては、実は実施の施行期間の問題でござりますとか、地区指定の問題でござりますとか、そういう点について、できるだけ激しい影響のないよう考慮していただくように要望して参った次第でございまして、施行面につきましては、やはり当面の交通緩和のために、私どもも全般としてはこういう措置はやむを得ない。しかしながら、根本といたしまして、やはり駐車場を確保していくことについての積極的な対策が、政府として必要ではないかといた立場から、法案の政策部内におきます決定にあたりまして、その点についての要望をいたして参つたのでございますが、昨日の交通関係閣僚懇談会におきまして御了承いただきました方向は、公共駐車場の設置を促進するということが、まず根本的な第一の問題でござりますが、同時に、過渡的な措置として、公共施設、たとえば公園でございますとか、あるいは学校等の敷地を夜間に限つて保管場所として利用できるようにさせてもらいたいということが一点でございます。

第二に、中小企業者が事業協同組合を結成しておりますが、この事業協同組合等において、共同施設といたしまして車庫などを設置しよらとします場合、その所要資金の確保に対して政府として十全の配慮を払わなければならぬ。また同時に、国有地あるいは公有地の払い下げあるいは貸付について、十全の措置をとりたい。また、それに関連いたしまして、税制上あるいは財政上の特別措置等についても検討をいたしたい。税法上の問題については、なおいろいろ問題がございますので、

こととははなはだ申しわけないことがあります。けれども現実にやつております行政の中では、協同組合の共同施設の補助というのがございますが、こういった金が現在もあるわけでございまして、これの適用につきましても、私どもの裁量ができるわけでござりますので、そういった面も配慮して参りたい。さらに、資金的な問題としては、大蔵省とともに、折衝を要しますから、これに必要な追加等をいたしますことにつきましても、今後大蔵省と十分話し合って参りたい。また、金融対策としては、政府関係の商工中金でございますとか、そういう金融機関がございますので、この金融の面におきまして、今回の措置を考慮いたしまして、十分金融面でも配慮をして参りたい、かように考えておる次第でござります。

ちらです。法案は出しておるのでありますから、あなたを責めては少し門違いかもしませんが、あなたに少しがんばってほしいと思ひます。法案を出しておきながら、この次何とかしようと、ちょっとむずかしいから次にしようとか、いうことになるのじやないかと心配するのです。ところが、警察当局にすれば、これは大体法の番人ですから、そうすれば、三ヵ月後になりますから、たつと始まつても、これはほんとうなんです。やることなんです。そくなつた場合に、中小企業者の行き場所がないわけですね。もちろん、警察にもある程度運用の妙がございましょうから、必ずしもそういうふうにはとらないうつうでありますけれども、しかしながら、そういう形になるのが法律でありますから、これはどうなんですか。実際なら、この法律が両院を通過するまでに具体的なそういう方策がびたつとできなければどうぞと思う。予算措置もちゃんと出る、こういうことでなければならぬと思いますが、そのお見通しはいかがですか。

ことは即刻やつて参りたいと考えてお  
ていたぐのは、それは長官当然です  
よ。それはこういう法律が出る、出ぬ  
にかかわらず、車庫を持たせるとい  
うことは当然のことです、事実問題とし  
て。出ればこれは仕方がないというよ  
り……しかし、そういうことを聞い  
ているのじやなしに、今あるのはフル  
に動かすことは当然やつてることで  
あって、今あるのでは足りないから、  
きのうの閣僚懇談会にもいろいろ御意  
見をお出しになつたと思うのですが、  
この見通しについてどうかということ  
であります。これは中小企業庁長官だ  
けの責任で、大体何とかなりましょう  
というお返事にもいかないと思います  
が、これはあとで運輸大臣に——大体  
これはどこで所管するのかわかりませ  
んから、どの大臣に聞いたらしいのか  
わからない。あなたの方は、佐藤通産  
大臣に申し込むよりはかない。これく  
らい無責任な法律はないと思う。だか  
ら、私は、この法律は第三条だけによ  
ろしいじゃないか。あとは政府の施策  
に待つ、ということです。みな責任は  
ほかに転嫁して、法律は出した、警察は  
取り締まれ——取り締まりようがあり  
ません、実際いつてこんなものは。しか  
し、これは必要なことですよ。必要な  
ことですか。これは訓示規定一本だけ  
でいいです。むしろ裏づけの政策を出  
すべきです。これは世間体はいい。わ  
れわれも反対はできないような問題で  
のですから。しかしながら、裏づけが

ない。これはあなたの方も同感だと思うのですがね。これはもう少し言はってほしいと思うのです。われわれも、運輸大臣が来たら、國務大臣の一人としてちゃんと約束してもらいます。しかも、これは影響するところでは、これはお宅の方からいたいた調べであります。が、小型の四輪トラックの保有の中、大体小売関係の中で一番多い階層は何かというと、大体一人から四人の方が、小型の全体の二六・三%、それから五人から九人までが四一・一%でありますから、一人から十人以内のものが大半を占めている。これはみな中小企業、零細企業の部分です。これは企業局で東京都の例かどこかお調べになつたそ�であります。が、これら自動車を持つておるものら、保管場所を確保しているものが二二%か二五%、あとの七五%が約八〇%は保管場所がない。しかも、地価が高くて密集しているところに、どうしたらこれはできるかといふ問題が解決されない限りは、なんば法律が出ても守れない。しかも、彼らはこれをとられれば、特にサービス業などは、大体においてそういう零細企業が多いのであります。が、こういうものが保管場所がないために車の使用ができないということになつた場合には、生活権の問題になつてくる。片方は交通戦争に対する対決ということです。どちらも重要な要であります。が、個人の犠牲において交通戦争に勝ち抜こうというのは、卑怯だと思う。そういうことからいつて、これは十分考えてもらわなければいかぬと思う。いずれにしても、この中小企業対策については万全を期してほしいと思う。そういうことからいつて、

に約束してもらいたいのは、少なくとも法実施までには、大半の政策ができ、中小企業が少なくとも半分くらいは確保できる程度にまで進めてほしい、こういうように思います。

時間もありませんから先に進みます  
が、さてその次にあなたにお伺いした  
いのは、御承知のように小型四輪車等  
は、こういう中小企業の部類が多いの  
ではないか。そうしますと、これらの  
車両確保というか、車両の購入という  
ものは、当然減つて参ります。片方で  
は取り締まりをやむを得ずやります。  
法律が出たし、さらに交通状態から  
いつて、やらなければならぬ。しかし  
ながら、保管場所の確保はできないと  
いうことになりますれば、車両を手放  
すか、あるいは買わざるか、この二つ  
に一つしかない。そらなりますと、自  
動車生産にも多少の響きがある。自動  
車産業は、マスプロダクションであります  
から、当然輸出の問題も加えて——大  
した影響はないかと思うのであります  
が、大企業そのものは問題ないにして  
も、現実は自動車産業は総合産業であ  
りますから、関連するところの中小企  
業の問題がこれまた出てくる。そうす  
ると、中小企業局長官、あなたのところ  
が一番しわ寄せが出てくる。この対  
策についてもお考えをおきをいただきな  
ければならぬ。影響がどう出るかわか  
りません。しかしながら、これについ  
てどういう御見解を持つておられるか。  
言お尋ねしたい。

は、多少の影響はあるのではないか。東京あたりが全体の需要の二割程度になると、あるいは車庫の関係で影響が出るかもしれません。全体の八名程度にいたしましても、そのうちの四割ぐらゐが、あるいは車庫の関係で影響が出るのではないかというふうな一応の推測もできるわけであります。こういった面に対して、車庫の設置を促進して、需要の減退をしないように、われわれとしては努力して参らなければならぬと考えております。なお、全体としてはまだ相当伸びておる段階でございます。輸出の問題もござります。もちろん需要全体が減れば、部品関係で中小企業に大きな影響が出て参りますので、そういうた影響が出ませんよう、できるだけわれわれとしては、生産を担当している重工業局等にも十分連絡して、需要の減退を来たさないよう努め参りたいと思います。

○久保委員 影響の出ないよう努力して参りますというのは当然であります。ですが、われわれとしても、どういう影響が出るかわかりません。しかしながら、ここで一言申し上げておかなければならぬのは、やはり影響が出るという前提に立って、できるだけ方策を今日ただいま考えておいてもらわぬと、その場になつては問題だらう、こういふことになります。しかも、自動車の関係は、通産省全体として、設備投資も、三十六年度に比較すれば、これは押えていこう、こういふことであります。そななりますと、両面から押えられるという関係で、今までこれに依存したところの中企業が、一番最初に影響を受ける、被害を受ける、こういうことでありまして、中小企業対策は、それだけでなく非常に問題が多

いのでありますから、そういうことについてもお考えおきを願いたい。いずれこれは法案実施の段階ともなりますれば、参議院選挙を終りましての臨時国会がありますから、その際は、ぜひ再びお尋ねしなければならぬ、そういうことも申し上げておきます。

たつて使つたらどうかといふことで、柏村長官、学校を保管場所に使つるのは、少しありますか。

○柏村政府委員 学校を保管場所に使うということにつきましては、私ども「ふるさと基金」があることを参考しておつ

育の場でありまして、できるだけ潤滑な運営をしておきたいとおもつておられるが、必ずしも適当であるとは考へておきません。やはり学校というものは、教員の立場からいへば、育ての場であることは間違ひはないが、運営の場であることは間違ひがある。運営の場であることは間違ひはないが、育ての場であることは間違ひがある。

な児童生徒の教育の場を与えていくべきである。交通のしわ寄せが教育に及ぶというようなことは極力避けなければ

はならぬと思ひます。

うので、中小企業庁長官の方は、学校の校庭まで一つ開放してくれといふことであつたので、せっぱ詰まつたことがあります。

これは柏村長官も関係なしとしないこととでありますから、十分配慮していくべきだきたい。こういうように申し上げて

それから、先ほど中小企業庁長官が  
おきます。

ら、公有の駐車場を作つておいたところが、お話をありましたが、その通りだと

かる路上駐車場あるいは路外駐車場、こういふものの建設計画といふか、それはどの程度になるものですか。ある提案されまして、今日通つておるところですが、三十七年度のかと思うのであります。

いは前年度に比較してどの程度多くなるのか。御計画はどうですか。

○奥田説明員 路外駐車場の整備計画につきましては、東京都を初めとして公共団体がやっておるものと、首都公団のやるものと、民間に委嘱してやるものと、三種類でもって整備をはかつておるわけであります。これにつきましては、三十七年度に完成するものではございませんが、着工いたしますものは、全体といたしまして五千二百台分の整備に着手する予定であります。なお、現在までに整備いたしました路外駐車場は、約二千台分でございます。

○久保委員 これは予算の問題があつてその程度なんですか。それとも、そういう公有地というか、道路の余裕といふか、そういうものがなくて大体この程度なのか、いずれなんですか。

○奥田説明員 これは、用地の面と予算の面と両方の面から制約を受けておりまして、予算といたしましては、公共団体でやるのは、一部地方債によつて実施いたしますし、公団の方は、公団資金で実施いたします。また、民間のものにつきましては、大部分民間資金でもつていただますが、さらに開銀銀行の融資をそれに充当する予定でやつております。従いまして、予算の面と用地の面と両方の面から制約を受けまして、現在計画ができるて、実施のできるものが、先ほど申しました五千二百台分でございます。

○久保委員 この法案は、先ほどから御案内の通りでありまして、中小企業方の面からも強い要請が出ておるわけです。この程度の増加では——しかしも、お話しによれば三十七年度着工であ

りまして、完成とは言いがたいといふことがあります。これは新聞記事であります。通産省が調べたということになりますが、御小売業者から聞いておりますが、卸小売商であらまとして、いわゆる保管場所の設置状況を調べた。これは北千住、阿佐ヶ谷、西玄坂、銀座、三ノ輪の五商店街、八千七十七店について調べたそうであります。が、この中で、トラックを持つておるもののが六三%、そろしますと、どの程度かというと、五百五十四店でありますから、少なくとも一店一台としまして五百五十台の車があるわけであります。そのうち、車庫のあるものは五百五十九台でありますから、差引大体四百台が、この地区だけでも車庫がない、こうしたことなんですね。四百台といいますと、一つの車庫といいますか、一つ作れば、少し広くなるかもしませんが、五坪程度必要だ。大へんな坪数だと田舎者のうです。これを探してやることも、設省の役目じゃないかと私は思う。どういふことです。

○奥田説明員 予算的な措置といふ  
ましては、先ほど申し上げました起  
あるいは融資を主体としてやつてお  
ますので、それをできるだけ増額す  
ように努力いたしたいと考えております。  
○久保委員 あなたにお話をしてお  
ますから、建設大臣に——今お呼びが  
ておりますか。しかし、建設大臣がお  
来てもしよろがないんで、総理大臣がお  
来れば一番いいんです。結局各大臣が  
はダメですね。こういうことでは、  
愈ながら、これは問題にならぬと困  
のです。参事官には申しわけないで  
す。一生懸命におやりになつている  
思うのでありますけれども、実態をう  
ういうことだと思う。それを御認識  
で、一生懸命におやりになつている  
いうことが必要かと思うのです。  
以上申し上げても、あなたに申し上  
げ。さらにこれを推進していただくな  
りませんから、言いません。  
あなたの罪じゃないでしょうけね  
も……。いずれにしても、駐車場を  
といつても、駐車場法があつても、  
十七年に着工するのが五千二百台一

自治省からおいでになつておりますが、先ほど中小企業庁からお話を出しましたところの租税の減免の問題ですが、租税軽減については、きのう閣懇談会でいろいろ話が出たそうでありますけれども、これに対する自治省としてはいかなる考え方を持っておられか、それを一つお知らせ下さい。

○久々木(喜)説明員 自動車を所有まして、それに対する車庫を設置することとは、当然のことだらうとどもは考えておるわけでございます。現在すでに車庫を設置しておる者にきましても、固定資産税等の負担を願いしておるわけでござります。今こういうことで車庫を設置させることになりました、固定資産税あるいは不動産取得税等の税の建前を申し上げまして、その軽減措置をとということになります、現在の段階では私どもは考えておらないわけでござります。

○久々木委員 そうしますと、中小企業長官の方の話とはだいぶ違ひわけありますて、まるつきり反対なんですね。御説の通り、今持っている人にはちゃんととした現在の税法に基づく固定資産税をいただいてるから、これらを作るやつに税金をかけてやることになります。つまり、あるまじきものと

期場はまがりながら、たるむことなく、話をあります。しかし、実態は御案の通りの実態でありますて、これを書くうちに、うつぶ、あよこん含めて

書するといふのか、あなたを含めて政府の考え方なんです。これはどう推するかというところに問題があるわ

思が  
い  
問  
です。ですから、そういう観點から  
考えをいただかなければならぬ、こ  
思うのです。本来なら、これは、通  
省はいなくなりましたが、自動車産  
をどんどんやれと言つて自動車は作

○奥田説明員 予算的な措置といふことは、先ほど申し上げました起  
ましには、あるいは融資を主体としてやつてお  
ありますので、それをできるだけ増額します  
ように努力いたしたいと考えております。  
○久保委員 あなたにお話をしてお  
ますから、建設大臣に——今お呼びが  
ておりますか。しかし、建設大臣がお  
来てもしようがないんで、総理大臣が  
来れば一番いいんです。結局各大臣  
はだめですね。こういうことでは、  
愈ながら、これは問題にならぬと申  
うのです。参事官には申しわけないで  
す。一生懸命におやりになつている  
思うのでありますけれども、実態を  
ういうことだと思う。それを御認識  
で、一生懸命におやりになつている  
いふことが必要かと思うのです。こ  
上、さらにこれを推進していただき  
以上申し上げても、あなたに申し  
ようがありませんから、言ひませ  
あなたの罪じやないでしょうけわれ  
も……。いずれにしても、駐車場があつても、  
十七年に着工するのが五千二百台一  
五千二百台所かと思つたら、台とい  
から驚いたのであります。これでは  
しくどうかと思うのであります。  
路改良の際などは、特にそういう長  
展望に立つて、こういうような駐車場  
を必ず設置するというところまでや  
り土地を保有するといふことに工夫  
されてもらわなければいかぬ、こう  
うように思います。  
時間もありませんし、後刻また質  
がありますから、その方からやつてお  
だだきますが、いずれにしても問題が  
多い。

が、先ほど中小企業庁からお話を出しましたところの租税の減免の問題ですが、租税軽減については、きのう閣議談会でいろいろ話が出たそうですね。それとも、これに対して自治省としてはいかなる考え方を持っておられか、それを一つお知らせ下さい。

○佐々木(喜)説明員 自動車を所有まして、それに対する車庫を設置することとは、当然のことだらうとどもは考えておるわけでございます。今までに車庫を設置しておる者にきましても、固定資産税等の負担を願いしておるわけでございます。今こういうことで車庫を設置させることになりましたが、固定資産税あるいは不動産取得税等の税の建前を申し上げまして、その軽減措置をとることは、現在の段階では私は考えておらないわけでございます。

○久保委員 そうしますと、中小企

業長官の方の話とはだいぶ違つわけありませんて、まるつきり反対なんす。御説の通り、今持っている人にちゃんとした現在の税法に基づく固定資産税をいただいているから、これら作るやつに税金を支けてやることまたかりならぬ、なるほどごめつとも話であります。しかし、実態は御案の通りの実態でありまして、これを善するというのが、あなたを含めて政府の考え方なんです。これをどう推するかというところに問題があるわですね。ですから、そういう観点から考え方をいただかなければならぬ、こ思ひます。本来なら、これは、通省はいなくなりましたが、自動車産業はどんどんやれと言つて自動車は作

が、道路はそのまま、車庫は勝手に持て、持てば税金をつける、道路上に置けば罰金、体刑だ、こういうことで、つ糸口をぼぐしていかなければならぬは、どこへ行つたら救われるかという問題が出て参ります。そこで、一つ一つだけでは、問題は発展しないだらうということですから、今までの既成観念だけでは、問題は発展する方回りをつけていただきたい。税金は、何も固定資産税ばかりが税金じゃない。車庫から取らなければ税金その他は全部だめになるかというと、そうじやなくて、そのほかにも税金の対象はあると思う。そういう点についてお考えをいただきといたいが、そういう点は御研究になつておりますんか。いかがですか。

ておきたい、かように考えておる次第であります。

○久保委員　お話がありましたように、今後の検討課題といたことであります。が、長い間検討されていても、保管場所の確保にはなりませんので、これはあなたの方のお立場は十分あると思います。しかし、その面はその面で解決しなければならぬと思うのであります。そういうことからいって、この法実施までにはある程度の目算をつけて、この法律が完全に実施されるというふうに御尽力いただきたい、こういうことを要望して、時間もありませんから、次に参ります。

次に、第五条関係でございまして、この五条関係の特に第二項であります。第二項というより、第一項の認定であります。が、これはどういうふうに認定をされますか。これは警察関係だと思ふのですが、「保管場所として使用してはならない」保管場所として使用していたというその認定は、どういうふうになさるお考えですか。

○柏村政府委員　第五条の一項の「保管場所として使用してはならない」というのは、どう認定するかということとでございますが、これは、たとえば自宅の前に毎晩とめておく、そちらで入るべき車庫は何にもないというような実情を十分に見た上で、社会通念的にこれは道路をそういうふうに使つておつたのだと、だれが見ても見受けられるような状況について適用していくことにならうと思います。第五条につきましては、一応施行の時期が一年猶予期間がございますし、政令をもつて区域を指定するということになつております。先ほど来、中小企業庁長官と

そうなければ第二項は、むろんじやまになるものではないだらうか、こう思うのであります。第二項の一號、二號、昼間十二時間、夜間にまたがつて八時間といふようなことは、これはへ理屈になるかと思うのですが、たとえば十一時間五十九分ならよろしい、「同」というのは、一寸離ればよろしい、こういふことは實際あり得ないと思うのであります。法律といふものはやはり的確性が必要だと思うであります。そういうことになりますして、警察官の一方的な認定によつてだけ国民を押えつけるわけに参らない。何ばへ理屈でも、理屈が立てばやっぱりどうにもならぬと思うのであります。むろん今の長官の説明のように、第五条がそういうふうに認定されるのだといふうになつた方が実情に適するし、また、その方が国民大衆も納得しやすいのじやなかろうか。かえつてきちつとしょくと思つてきちつときれない。十一時間半といふのはどうかと思うのですが、どうでしようか。

四時間も置く。どうあればやっぱりどこかにどけるべきだといふやうなものが、保管場所としては別にあるのだというふうなものもあり得るわけでございますので、昼間十二時間、夜間八時間ということで押える体制を作つておくということで、実際取り締まりの面からいふと、警察官が一々とまつた車を調べて歩くといふことは非常に困難で、やはりこれも常識的に見て、なるほどこれは困つたものだといふものについて、十二時間の確認をするとか、八時間の確認をするとかといふ、まれなる場合が起こつてくるのではないかと思います。大かたの場合は、第一項でいくことが多いと思います。

○久保委員　なるほど、常時といふか、自分の住宅でないとかいう場合は、第二項適用といふことが一応の基準かと思うのであります。今柏村長官の解釈のように第一線の警察官がやつていくなら、あまり問題はなかろうかと思います。ただ問題は、実際に十二時間以上いるのかどうか。第一線に参りますと、文言通りに、警察官といふのはかたいですから、あなたの部下は全部やわらかい者はありませんが、やわらかければ困るのですが、そういうことで、これは八時間ではないかということで切られては、これは非常に困る場合も事実上出てくると思うのです。反対言えば、先ほど言つたように、十一時間五十九分いれるじゃないかということが出てくる。こういうところは良識ある統一解釈を出して、第一線まで徹底されることが必要だと思うのです。要は、目的が達成されればいいのでありますから、取り締まりが主眼でないということは御案内の通り

でありますから、そういうふうに統一解釈をされることが必要ではないかと思います。たまたま統一解釈というと、警察にはどういうのがあるかしれませんが、ほかの役所など、勝手気ままな統一解釈を出されておりますが、この問題は、ただいまここであなたがお述べになつたよろしい中身で統一解釈をお出しになるべきだらうと、私は思つております。

第三項で、「政令で定める特別の用務を「云々」という、政令で定めるという場合は、どういう場合を予想されておりますか。

○柏村政府委員 これはたとえば、そ

う長く時間がかかることは好ましいことではございませんけれども、災害の際の救急用のものであるとか、消防で

あるとか、いろいろそうちした特別の事

情のもとにおいて、どうしてもそこに停車、駐車せざるを得ないといふよ

ういう趣旨から、特例を考えて規定さ

れたものであると考えております。

○久保委員 これは長官、今の御説明の消防車とか救急車は、十二時間や八

時間もそんなところにおらぬですが、何かほかにあるんじやないですか。消

防車や救急車は、そんな長い時間おら

ぬじやないです。

○柏村政府委員 先ほど申しましたが、災害とか消防といふような場合も、そうち長くなることはめつたにない

と思つけれども、そういうことで必要な場合、または防疫上の必要な場合といふようなこともあり得るわけでござります。

○久保委員 それはいいでしよう。これは政令で定めておいても、ほとんどないということですね。それでは、政令では直ちにそういうことをきめますか、どうですか。

○小平政府委員 これは、政令はなるべく早くと申しますか、これが施行になるまでに準備したいと思いますが、ただいま警察庁長官からお話をあつたような場合、これもあつたではないと思いますが、話に出た点では、たとえば自衛隊などが演習に行って、夜間道路に相当の台数が並ぶというようなことで、実事問題としてそういうことを想定されるんじやなかろうか、そういう際にまでこの法律にひつかかるといふことでも、実際問題として困りますから、大体そういうことを想定しておるといふことがあります。

○久保委員 だいぶ時間がたちましたから、次の大条第六条で終わりにしますが、第六条でお聞きしたいのは、第六条第一項の場合、右側の幅、余裕、これは公安委員会の定める距離といふのは、大体どくいものを予想しておりますか。

○柏村政府委員 現行の道路交通法におきましては、駐車いたしました自動車の右側の道路上の距離が三・五メートルなれば、駐車ができないことになつておるわけでござります。しかし、交通の状況によって、これを四メートルにするとか、あるいは五メートルにするといふよな、その区域の状況に応じて、そのところところに応じたきめ方をいたして参るといふことに相なるわけでござります。もちろん、それについては、表示をいたしておきますが、特定の場所について表示をして距離を定めるということにつけて、その距離に満たないよな駐車はして相ならないといふことに相なるわけで、結果的には、お話をよくな車種

表示をするといふのは、右側にたとえ

別規制の意味も含まれるわけでありま

す。これはたとえば道路標識一つ見て

止なんかやりますと、迂回道路を自動車が通るわけでございます。そういう

永局長に聞きました。

○富永政府委員 たとえば最近右折禁

止なんかやりますと、道路標識を出

し、これはあなたねらいと私のねらいも同じです。この法律のねらい

も、おそらくこちらが四・五おかなければいけないといふ表示でしようね。御説明

では、そちらなると思うのです。しか

ば、どうですか。

○久保委員 あなたねらいと私のね

らいも同じです。この法律のねらい

も……しかし、この表現といふか、こ

の文言が非常に繁雑であります。簡単明瞭

をさいて、あと二車線残つておればい

うのです。ぱつと見てぱつとわかるも

のでなければいかぬ。人間が歩いてい

くのと違つて、車が行くのですから、

カーブを切つて横道に入るという場

合、ぱつと見てわからなければ困る。

交通の渋滞が出てくる。だから、これ

は当然のこと、右側に三・五メートル以上あります。四・五メートル

以上なければならないといふ規定を設

けるならば、車によつて違うわけです

べきじゃないか。大型車はいけません、小

型はよろしいといふことなら、ぱつと

わかるのじゃないですか。そういう規

定の仕方——道交法をだいぶ前に審議

しただけで調べて、ありませんが、こ

ういうところに車種別規制といふのが

適用になるのかどうかは別にして、そ

ういうものが別にないとするならば、こ

私は、こういう書き方でなくて、別に

いけない、こういうことになるので

しょう。そうでしょう。そうだとする

なら、これは大型車はいけません、小

型車ならよろしいといふな

い。ところが、一車線に出た、これは

表示をすると、右側にたとえ

か、掲示といふか、標識といふか、そ

ういうものをこまかくすること自体

は、法違反なり交通事故のもとだと思

うのです。ぱつと見てぱつとわかるも

のでなければいかぬ。人間が歩いてい

くのと違つて、車が行くのですから、

わかれます。そういう方法はできない

のですか。技術的なことですから、富

永局長に聞きました。

○久保委員 これはたとえば最近右折禁

止なんかやりますと、迂回道路を自

動車が通るわけでございます。そういう

永局長に聞きました。

○富永政府委員 たとえば最近右折禁

止なんかやりますと、迂回道路を自

動車が通るわけでございます。そういう

永局長に聞きました。

○久保委員 あなたねらいと私のね

らいも同じです。この法律のねらい

も……しかし、この表現といふか、こ

の文言が非常に繁雑であります。簡単明瞭

をさいて、あと二車線残つておればい

うのです。ぱつと見てぱつとわかるも

のでなければいかぬ。人間が歩いてい

くのと違つて、車が行くのですから、

わかれます。そういう方法はできない

のですか。技術的なことですから、富

永局長に聞きました。

○久保委員 これはたとえば最近右折禁

止なんかやりますと、迂回道路を自

動車が通るわけでございます。そういう

永局長に聞きました。

○久保委員 富永さんのお説はわかり

ますけれども、どうも私はややこし過

ぎると思うのです。これは一部の駐車

禁止だ、車種別駐車禁止、そういう結

果になるわけですね。そうでしょう。



生産にこのような措置がどういう影響があるかということは、十分御勘案を願つたことと存しますが、通産省においても、この程度のことは当面やむを得ぬだらう、こういふことで、もちろん通産大臣も御同意なさつたわけでござります。これが一挙に全国的にでござるといふことになりますと、ますますこれは非常な影響があると思ひますが、当面特に交通渋滞の激しい大都市でやるということをございますかね、影響は最小限でいけるように、そういう配意のもとにやりたい。また一方におきましては、すでに御指摘がございましたように、公共駐車場であるとか、あるいは共同施設による保管場所であるとか、そういうものをお進めることでございましたために、政府としても積極的に施策を講じまして、そのことによつてこの法案の施行のために影響があまり多くなくて済むように、先ほども申しましたように、影響が最小限でとどまるよう、いわゆる裏打ちの施策も十分今後早急に進めて参りたい、かように考えておるわけでござります。

○肥田委員 重ねても少しお伺いしたいのですが、いうところの自動車の生産という問題についても、多分にこれを奨励、促進をした傾向もありますし、それが今日の問題に直接やつぱり響いておるという点もあると思うのです。それからいわゆる道路の問題と生産の問題とを関連させ、といふことについては道路の方が先に問題化されて、そしてそれに追従するところの生産といふことではなしに、いわゆる道路の問題と見合はうところの車、こういふこ

となる事態は、これは当然あると思うのです。ですから、要するに生産調節というようなことではないけれども、しかし、とにかくそれに類するような自動車の指導ぐらいは、通産省関係ではやられてしかるべきではないか、こういう考え方が一つ生まれてくると思います。

そうしますと、今度は二輪車を除きますので、その登録台数四万何方がしてしまって、約一三・八%でございなす。それを車種別で申し上げますと、四輪の乗用車、まあ自家用の場合が五・三%，四輪の貨物が一八・九%，それから三輪の自家用一六・三%，これは総括でございますが、一四五%，京都で一二・八%，それから五%，県内主要都市で一一・九%，そういう状況でござります。

○肥田委員 それから、これはこの法案の提案側にお聞きしますが、自動車の保管場所の確保をする地域は政令で定めると、こうあるのですが、これはどことどこという予定をされておる内容があれば、一つ聞かしてもらいたいと思います。

○木村(謹)政府委員 自動車の保管場所を義務つけます地域を政令で定めます場合に、第五条あるいは第六条の、道路上を車の保管場所として使用してはいかぬというこの問題とやらはの関係になりますので、第五条あるいは第六条につきまして、道路上を保管場所に使ってはいかぬという地域が、政令で指定されることになつております。従いまして、政令で指定されまつたその地域が、当然車を持っておるが路外に保管場所を持たなければならぬという地域に当たるわけございませんが、さらに第四条の関係で言いますと、第五条の目的を達成するためには、第五条のための地域より、その四辺、ある程度ゆとりを持つた広い地域を指定いたしませんと、第五条の趣旨が徹底できないという関係にあります。

ので、第五条で指定いたします地域となり、若干広目に地域を指定するといふふうになるわけでござります。  
○肥田委員 それから今度は保管場所の問題ですが、保管場所については、どういうふうに考えておられますか。——もう時間がかかるからこちとで言いますが、たとえば有料のモーター・パークというようなものがありますね。それから公共団体や公安委員会で指定しておるところの駅の前の広場だとか、そういうところがございます。こういうところをいわゆる保管場所だといふような申請ができるのかどうか。これは具体的な例ですか……。  
○木村(睦)政府委員 保管場所につきましては、まず道路外にありますことと、道路外でありますれば、普通車を使わない場合に置き得る広ささえあればよろしいというふうに、原則的にはよくあります。従いまして、私が車を持つおりまして、私の土地の一部をそらいうふうにするのもありますし、また、有料の駐車場がございまして、継続して使用契約を結んでおつて、そこに保管をしておるといふような場合、あるいは公共の指定された駐車場の一部を、確實に私の車の保管場所として使うということが証明できたらおれば、それでよろしいというふうに考えております。  
○肥田委員 ちょっと問題があるので、公共の共同駐車場といらものは、今おっしゃられたような、そういうことにはならないと思うのです。ただ、私が心配なのは、そういうところを、何らかの手段を講じて、そうしてこれが保管場所だといふような申請がありはしないかという心配が一つあると考えております。

性質であるべきものだと思うのです。ただし、現実にはその地域の周辺の者が占拠している場合がありますよ。けれども、それはやはり不法な占拠であつて、いろいろところの、そういう保管場所として指定されるような証明書が発行できるような性格のものではない。けれども、現実にそういうことが起きてきやしないかというので、私はやるべきじゃないという立場で聞いたわけです。

○木村(陸)政府委員 駐車場といふ言葉にいろいろあります、たとえば丸の内の地下に有料の駐車場があります。あいのところは、駐車場といいます。名前で、一時的に車を置く場合にも利用しますが、あそこの一両分のスペースを継続契約いたしまして、車庫がわりに使うという場合もあり得ますので、そういうふうな使用形態が認められます。駐車場であれば、契約書を見せて証明してもらうということが可能であります。それ以外に、ただ単にほんの短時間ちょっと置くという意味の駐車場として作られた場所を保管場所として使うということは、駐車場の性格としてできませんので、そこではそういう契約もできませんし、それでは保管場所としては認められない、こういうことでございます。

○肥田委員 それからここでいうところの地域が指定される、政令で定めるところありますね。その場所は、いわゆる保管場所をちゃんとしなければだめなんだ、こうしたことになると、法的の解釈といふものは、そういう特例が主

体になつて、本質的にはやはり路上に置いてもいいのだといふ解釈をとられやしないか。これに対してはどうお考えですか。つまり道路に置くのが一番最初に聞いたことからずつと尾を引いています。道路は自動車のためにあるのじゃないかといふ概念ですね。これは私は、現在おそらくびまんしているんじゃないかなと思うのです。そういう考え方があるとすると、今言つたように、置いてはいかぬということは、これは特定の指定された地域が置いてはいけないのです。それ以外のところは、これはもう自動車のために道路がある。置くのはあたりまえじゃないかといふ理屈が出できやしないか。ですから、この指定された法の裏といふものが公然のものとなつて、法律を作つたためにあべこべの状態が生まれてきやしないか。ここで、それ以外のところは、これは特

定の用に供するためには整備されたものでござります。自動車の用として、道路上を一般的の交通の用として通行しておるほかに、駐車あるいは停車の目的でもつて使用する場合がござります。従いまして、長時間車庫がわりに保管場所として使用することは、公共用地を私有することに相なりますので、道路の管理上からいつても、一般の目的外になると存じます。

○奥田説明員 先ほどこれは久保委員から質問がありました。この第五条の第二項に、昼間は十二時間といふ時間を限定しています。それから夜間は八時間だ。そこで、この十二時間といふ時間の短い長いは別にして、ここにこういうふうに十二時間以上引き締まりができますか。片一方では十二時間以上置いたらだめなんだ、こう限定しちゃいることになる。

○奥田説明員 第五条第二項で申しますのは、保管場所として道路を使用することをさせておるのでございまして、駐車として使用する場合には、十二時間までは場所によりましては差つかえないだらうということです。あります。

○肥田委員 その解釈はやはりはつきり統一しておく必要があるということが、この裏をなすものは、やはり道路を保管場所に使つてはいけないといふことが、この裏になるわけござります。一般的に、道義的に、それはいけないというふうな意味合ひが、この三條の裏にはあるのでございますが、現実に道路上を保管場所に政策で指定された地域以外は幾らでも使つていい

ことがあります。一般的に、道義的に、それはいけないといふことを聞いていたわけです。だから、ここでいうところの駐車か保管かどちらかといふ問題につきましては、保管か駐車かという区別をだされ

るのか、どうしてするのかという問題が出でてくる。そうすると、その区分ができるないと、今言つたような問題が当然起きてくる。これは一つ富永さんの方からお答えを願いたい。

○富永政府委員 保管場所として道路を使つ場合は、通常反復継続して、人がちょうど自分のおる住居を持つと同様に、車をそういう人間が自分のねぐらといいますか、あるいは住居を持つ方に規定されるわけございます。一方で、二時間でも二時間でも反復されておる場合は、それは大体保管場所といふように規定されるわけございます。

○肥田委員 私は、文章の上では、この組み立てられている形に支障はないと思うのです。ただ私が聞いたのは、たまたまそれにひっかけたわけじゃあれただけでござります。

○肥田委員 軽四輪、俗にいう三六〇

担当の政府委員の方から説明があると思ひます。

やるのか、どうしてするのかという問題が出でてくる。そうすると、その区分

ができないと、今言つたような問題を

かたわけです。

必要がない、これはいいということになれば、ふえますよ。軽四輪が出だして足かけ三年くらい、これの使用範囲

も、軽四輪が除外されるということに

なる。

軽四輪の使用者は登録をとる

必要があります。これはいいことになれば、ふえますよ。軽四輪が出だして足かけ三年くらい、これの使用範囲

が非常に広くなっている。そろそろ

軽四輪は登録の必要がない。こう

なれば、今度は製作者は、この方に重

じナンバーの車が置いてあるといふ

状態は、わかるのでござります。

現に交通問題がいろいろふらな状態に

なつておりますので、大体このナンバーの車はいつもどこに置いてあると

いう状態は、リストに用意いたしてお

りますので、そういうことで発見でき

る方であります。

それから第二項の方は、これは一回限りでも、昼間十二時間以上、あるいは夜八時間以上長く駐車しておれば、それは道路上の場所を自動車の臨時の保管場所的な状態で使用しておるものと見るという意味で、第二項が規定されたわけでござります。

○肥田委員 これはいろいろ問題が起きてくるのは当然だと思っておりますが、しかし、あまり無理なことはしない方がいいと思うのです。たとえば、御承知でありますようが、議院の表のいちよい立つております。十六キロとれば、ちょっとしたかけ足の初めくらいいの速度です。その十六キロでこの中を車が走っているかといえば、そうではない。国会前の広場に十六キロの制限の札を立てても、どの車も守つてなりませんので、やむを得ず、的確な方法がありませんために、第四条の適用にならないということになったのであります。これは今後この法律を実施いたしましたが、そこで登録の段階でこれを押えたわけであります。ところが、軽自動車は、登録の対象の車になつておらずませんので、やむを得ず、的確な方法がありませんために、第四条の適用にならないということになつたのであります。

○肥田委員 軽四輪、俗にいう三六〇

CCですか、五〇〇CC以下の車、これは急速にふえてくると思うのです。

形態もだんだん変わつてしましました。イヤの径も大きくなつてきました。こう

法律ができれば、現在の規制外の方

向へ生産の重点が向けられるのは、わ

かり切つておる。大体日本人らしいやり方なんですね。だから、こういう点で、将来のことを考えずに今除外をされておるとということは、私は場当たりのやり方ではないかといふ気がいたします。

それから、これは警察庁長官お帰りになりましたので、富永さんにお伺いするはどうかと思うのですが、学校などを駐車場の対象にはしたくないといふお答えでしたから、この点は安心しました。ところが、昨日の答弁で、道路だと公園だとか、あいているところはどこでも指定しておきたいというような答弁があつたと思うのです。私は非常にりっぱな意見だと思ったのは、新聞の記事にこういうことが書いてありました。道路に車を置くことこの事態は、本質的に誤りだということはみな知つておる。けれども、車を持つておる者だけがその点に対し考えておかない。もしそういうものを、やり場がないということで場所を指定してそこに置かす、それが公園であつたりする場合はまだしも、道路の両側に駐車を認めるという立場になると、火災の起きたときなどにどうしてくれんんだ、そいう声がありました。火災の問題とこの路上に駐車をさせると、いう問題と関連なしに考へられておるとするならば、非常に軽率なもののが考え方です。この点、これは奥田さん、あなたの方にお聞きした方がいいと思うのですが、一つ富永さんの方にも、火災が起きたと、いふような場合に、駐車を認めた場合の処理をどうできるかといふ点をお聞きしたい。

おるけれども、もし燃えやすい燃料を持つておる自動車の中へいたずらをする者が出てきたらどうだらう。駐車をしておるところ、至るところで火災が起きてくる。一方では火災を見て楽しんでいるという事態が、起つてこぬとも限らぬ。憂慮すべき役人のものの考え方だ。こういう記事が出ておりましたが、こういふ点にお気づきになつておるか。こういふことを心配しておる都民に対する答えとしてでも、答えてもらいたいと思います。

場所として使ふ

四二九

のものは自分で大事にするという気持から、必ず車庫に入れるとか、各人がどこかにしまって性質のものなんですか。それが自動車に限つて道路を置き場所にしている。これは根本的なものの考え方の問題もあると思うんですね。それが一般の荷物だとか、内燃機を持たないものならともかくとして、ちょっと火をつければすぐ燃えるじゃないか。がさっとゆすったら、ガソリンが出てくるじゃないか。外からせんを抜けばガソリンが出るような装置の車がまだたくさんあるじゃないか。そういう危険な存在のものを道路に放置するということだが、今日までするべったりに認められたこの事態は、間違いじゃないか。こういう声があるわけです。これは御承知のようになります。交通難という問題については、自動車を持たない人は、全く被害者の立場なんです。ですから、被害者の立場での見ると、それから自動車を持って商売をする、あるいはメーカー、こういうところの立場とは、全く相対立することは明白なことなのです。しかし、今の場合にどちらをとるかといえば、大多数の都民、いわゆる自動車を持つておらない人々、こういう人の立場を守るために、こういう規制の方法を作らうとしておる。私はそれが本質だと思う。そうすれば、今ここで、その面におけるところのはつきりした措置というものは出さなければいかぬじゃないか。もしできないのなら、これは久保委員のお話じやならない方がいいだろ。ここにずっと

二二四

つておられるけれども、としていただける状態にござは、全く責任の所在がどうわからぬといふよな、に対して、われわれは、ながら、審議の責任を感じなが、その大衆的な立場におけるべき問題でしょ。員 今度の両法案とも、問題と、それから実際にござうものははどうあるべき質的な問題、これは明確さるべき問題でしょ。

○肥田秀

○肥田委員 そこで最後に、もう一つ大臣にお伺いしておきますが、この提案は、運輸委員会に運輸大臣がされたわけですから、われわれはそういう意味からもお聞きしておきたいのです。が、内容のすぐばく然としておるこの法案を具体的にするためには、今総務長官のおっしゃつたように、本質的にやらなければならぬ問題ということは、たくさんあると思うのです。たとえば路上に放置させないということに対しては、当面放置させないような方法を強制的に講ずるということは、同時に、政府の立場からして、それらの機関の設置という問題も当然考へなければならないだろう。ですから、具体的な例を言いますと、東京都内の、これをもつとしまかく割ると、何町に対してもどれくらいな用地を持ったところのいわゆる共同駐車場を作る、そしてその共同駐車場を作るための当面の補助、それからないところについての土地のあつせん、そういうものは政府が進んでやっていく、こういふやわゆる政府の予算的な裏づけといふものがこの法律になかつたら、この法律といふものはとうてい実現することがむずかしいのじやないかといふように感するわけです。これらについて、さしあたつて一年間の、あるいは三ヶ月の、こういふ考え方だけでもつておられるのか。もつと具体的に当面やらなければならぬ問題としては、いわゆる次年度の予算の中に、どういうふうに織り込んでおこうといふふうにお考えになつてお



ろに力を入れれば、とにかくしょつちゅう道路を見回つておればいいわけです。先ほど久保委員から、デモの方に取り締まりをする警察官がたくさんあるけれども、ほかの方にはないといふ話が出ておりましたけれども、やはり今の重点をどこに置くかということだと思います。交通戦争と言われている、交通地獄と言われている、そちら方に重点を置いた取り締まりの方法が考えられることによつて、私はこういふ法律がなくとも十分できるのじやないだらうかと思うのです。そうしないと、常識的なことまで法律を作らなければ何も守られていかないといふことを、私は国民として恥じやないだらうかと思う。ごみの場合でも同じです。どうもこれじや守られないから、この地域はごみを捨てちゃいかぬ、一個のときはいいけれども、五個以上捨てたら罰金幾らにするなんといふ法律が、かりにここ二、三年して作られないととも限らぬよなうことになりますはせぬかと思うのです。そういう意味でこの法律を考えてみますと、裏から考えれば、罰金がかかるないんだからといふことで通用される、こういうことにならうと思う。ですから、やはりこの際で生きるならば、とにかく自動車を持つ者は車庫を持つことが常識なんだといふふうに、そのことを運輸省なりあるいは警察当局なり関係の人たちが、車を持っている人たちについては、いろいろ自家用車組合とか、あるいはトランク組合とか、いろいろな組合に入つてゐるから、そこにそういう常識を徹底させ、その常識に違反をする者については、やはり全体の意見としてそういうものはやめさせる、指弾をしていく

はこう思うわけです。これ以上大臣に言つても仕方がありませんし、時間の御都合もあるようですから、この問題はこの程度にしておきます。

次に、今問題になつております示談屋の点について自動車局長にお尋ねいたしたいのですが、こういうものは、必要によつて生まれてきたものだと思うのです。その必要がなぜあつたかといえば、よく法律がわからずに、どうも泣き寝入りが多い。こういうものに頼めば、両方に入つて少しでもよくなれる、得をする、こういうことじゃないだろうかと思つ。弁護士に頼んでもなかなか大へんだ。そこでやはりこういふものについては法律について検討をするなり何かの方法を講じなければならぬと思うわけでありまして、運輸省も、これについては法律について検討されているというのであります。この現状とこの対策についてお伺いしたいと思います。

○木村(陸)政府委員　お話しの示談屋と申しますのは、自動車事故が起きた場合の損害賠償に関連しての示談屋の話だと思います。実は、この示談屋につきましては、いろいろの形態がございまして、ますどういう形態であるかといふことを、私の方の陸運局で一応実態を調べた結果が出ておりますので、簡単に申し上げますと、全国的に申しますと、いわゆるこういう示談的な行為をやるもののが、二百業者ほどござります。その形態もいろいろありますて、組合、協会、あるいは何とか公済会と、いふような名前をつけておるものがあります。あるいは会社組織のもつものになります。それから社団法人、

財団法人——財団法人あたりですが、せんでも、いい意味の仲介をやつておるものでございますが、そういうたいらうい的な形態がございます。大半のものが会員制度のようにしておりまして、事を所有しておる者を会員といたしまして、それから入会金を取る。また、入会金のほかに、この会員が事故を起こして、これに働くもらいいます場合には、手数料を取るというふうな形をとつておるものございます。会費以外は無料でやっておるものもござります。事故の種類によりまして、謝礼金を一応きめておるところもござります。たとえば死亡事故の場合には、成功、失敗にかかわらず、引き受けたれば五千円とか、あるいは普通の事故ですと千円であるとか、こういふよろがるものもございます。それから、こういう団体の規模も千差万別でございまして、比較的小人数で一つの団体を結成して、この仕事をやっておるところが多いのであります。五人以下でござります。それから会員の数も五百人以下のものが半分以上でございますが、大きいのになりますと、千人くらいを会員にして運営しておるところもございます。こういうのが、現在私の方で調べた限りにおきます示談屋の実態でござりますが、しかば、なぜこういうものが自動車損害賠償の際に間に立つ場合が多いかと申しますと、初めに日本で取り入れられましたのを考えられる理由といたしましては、自動車損害賠償保障法が実施されまし

で、まだ新しくて、事故を起こした者が、被害者、加害者ともにこの損害賠償保障法によるいろいろな手続、あるいはお金の請求等に対する手続の認識が十分でない。また、それによらずして提訴いたしますと、裁判が長引く。あるいは普通こういう場合に、弁護士に依頼いたしまして、弁護士が示談的行為をやる場合が多いのですが、一般庶民にとりますと、弁護士等の手数料が非常に高過ぎてなかなか頼みづらい、こういうふうな点があります。さらに、このいわゆる示談屋的なものが、現在の弁護士法に違反しておるかどうか、きわめて疑問の点が多いのです。この点につきましては、現在栃木県でございましたが、これが弁護士法違反だということを訴訟になつております。この判断がありますと、一応の判例となりまして、一応解釈がはつきりすると思いますが、そういうふうなあいまいな点がたくさんございますので、取り締まりをいたしましたとしても、何に触れるかといふことが非常に問題である点でございます。従つて、私どもいたしましては、いずれにいたしまして、も悪質の示談屋の世話にならないで、事故を起こした場合の賠償措置ができるようにしてやらなければいけないかのように考えております。

の方法を考えて、きたい、かように考  
えております。

なお、現在の手続をできるだけ簡素化いたしたい。簡素化することによりまして、みずからが簡単にこの処置ができるというふうにいたしたい。手續を簡素化する点におきまして、現在の賠償保険法の検討といふ問題に触れるわけでございますが、この二つの点につきまして、今後大いに力を入れて、できるだけ悪質な示談屋にたよるといふようなことのないように指導いたしたい、かように考えております。

○勝澤委員 運輸省としても、十分この法律についての趣旨徹底をはかつているようでありますけれども、まだ不十分な点があつて、こういう示談屋といふような制度が必要によって生まれてきたものだと私は思ひわけです。従いまして、この点については、かつての白タクの問題にもありましたように、一つ十分検討されて、やはり国民に、こういう場合はどうなつておるかと、いう点については、むろん運輸省だけでなく、警察当局の方も一つ徹底をして、そして今起きているこの問題については、検討の上、何らかの措置をされることを私は要望いたしております。

最後に、せっかく自治大臣お見えになりましたので、質問をいたしておりますが、先ほどから自動車の保管場所の確保等に関する法律案について質問しきたわけであります。この中身は、大体自動車を持つておる人は、道路の上に置いてはいけないのは、これは常識になつておるのぢやないか。この常識が守られていないのは、法律がないから守られていないのじやなくして、実際

には、これについての取り締まりが不十分だから、こういうことになつておるのではないか。もう一つは、せつかく法律を作つても、作つた以上、法律が完全に守られることが望ましい。守られてない法律だつたら、そういうふうなものはやめたらいいじゃないか。たとえば、肥田委員からも言わされましたように、国会のまわりは十六キロの制限速度になつておるようであります。しかし、十六キロで走つておる自動車はないじゃないか。そういうところに十六キロの標識をやつておく必要はないじゃないか。こういう問題もあります。こういうことを考えて参りますと、やはり結論的には、警察の方の取締官が足りない、予算が足りないといふことにならうと思ひます。しかし、あやさなくとも、現在の中で交通警察というのをもつと重点的に考へれば、私はできる面がたくさんあると思う。ですから、交通警察をもつと重点的に考える。今日は交通戦争だといわれている。国民の要望に沿つた形にやつてもららう。それと同時に、やはり足りない分については、十分国民を交通禍から守るために必要な手当をしなければならぬじゃないか、お説くもつとも存じます。でき得る限りこの法律案の趣旨に沿いまして、その御所見をお聞きしたいと思います。

○安井国務大臣 法律を施行するにあたりまして、警察が合理的に十分な手当をしなければならないのか、お

説くもつとも存じます。でき得る限

りこの法律案の趣旨に沿いまして、粗漏のないように、そして非常識になら

ないようやつて参りたいと思いま

す。また、そのため人手の足りない

方は、当面は配転等で補つていつ

て、将来増員等もやつていきたいと思うわけであります。

○筒牛委員長 關谷勝利君。  
○關谷委員 一点だけはつきりしておきたいと思います。

これから後に問題になる場合があると思いますので、お尋ねしておきますが、修理工場の付近にいつも車がたくさん放置せられております。あの場合のことを考えますと、車主、いわゆる保有者の方から申しますと、これは駐車といふことになりますが、工場が預かるということになりますと、道路上に置いておくことも、これは保管の問題になります。こういうことを起りますと、やはり結論的には、警察の方の取締官が足りない、予算が足りないといふことにならうと思ひます。ですから、交通警察をもつと重点的に考える。今日は交通戦争だといわれている。国民の要望に沿つた形にやつてもららう。それと同時に、やはり足りない分については、十分国民を交通禍から守るために必要な手当をしなければならぬじゃないか、お

説くもつとも存じます。でき得る限

りこの法律案の趣旨に沿いまして、粗

漏のないように、そして非常識になら

ないようやつて参りたいと思いま

す。また、そのため人手の足りない

方は、当面は配転等で補つていつ

るが預かるということになりますと、道路上に置いておくことも、これは保管の問題になります。こういうことを起りますと、やはり結論的には、警察の方の取締官が足りない、予算が足りないといふことにならうと思ひます。ですから、交通警察をもつと重点的に考える。今日は交通戦争だといわれている。国民の要望に沿つた形にやつてもららう。それと同時に、やはり足りない分については、十分国民を交通禍から守るために必要な手当をしなければならぬじゃないか、お説くもつとも存じます。でき得る限

りこの法律案の趣旨に沿いまして、粗漏のないように、そして非常識にならないようやつて参りたいと思います。また、そのため人手の足りない方は、当面は配転等で補つていつ

て、「異議なし」と呼ぶ者あり

○筒牛委員長 御異議なしと認め、こ

れより採決いたします。

○筒牛委員長 關谷勝利君。

○關谷委員 一点だけはつきりしておきたいと思います。

これから後に問題になる場合があると思いますので、お尋ねしておきますが、修理工場の付近にいつも車がたくさん放置せられております。あの場合のことを考えますと、車主、いわゆる保有者の方から申しますと、これは駐車といふことになりますが、工場が預かるということになりますと、道路上に置いておくことも、これは保管の問題になります。こういうことを起りますと、やはり結論的には、警察の方の取締官が足りない、予算が足りないといふことにならうと思ひます。ですから、交通警察をもつと重点的に考える。今日は交通戦争だといわれている。国民の要望に沿つた形にやつてもららう。それと同時に、やはり足りない分については、十分国民を交通禍から守るために必要な手当をしなければならぬじゃないか、お

説くもつとも存じます。でき得る限

りこの法律案の趣旨に沿いまして、粗漏のないように、そして非常識にならないようやつて参りたいと思います。また、そのため人手の足りない方は、当面は配転等で補つていつ

て、「異議なし」と呼ぶ者あり

○筒牛委員長 久保三郎君より発言を求められますので、これを許します。久保三郎君。

○久保委員 ただいま可決になりました自動車の保管場所の確保等に関する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党、三党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

附帯決議の案文を朗読いたします。

本法施行に當つて政府は、次の諸点について万全の措置を講じ混乱を生ぜしめないよう努めるべきである。

記

一、第四条、第五条に規定する適用地域の指定については、実態に応じた地域に限定すること。

二、軽自動車の保管場所確認については、第四条の規定に準じて別途

ては、「異議なし」と呼ぶ者あり

○筒牛委員長 御異議なしと認め、さ

よろ決しました。

○筒牛委員長 久保三郎君より発言を求められますので、これを許します。小平総務長官。

○小平政府委員 ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、政府といたしましても、十分その趣旨を達しますように、今後関係各省大いに努力をいたしたい、かように考えております。

○筒牛委員長 なお、本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○筒牛委員長 御異議なしと認め、さ

よろ決しました。

〔参考〕

自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出第一五六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

これは、ただいままでの質疑の中では、残念ながらまだ固定されたものはないばかりか、さらにどういう方向をたどるのか、これさせないのであります。最小限ただいま申し上げたよな四点については、法施行までの間、万全を期していく、この車庫、いわゆる保管場所の確保についての法律の完璧を期してほしい、こういうことであります。以上です。

○筒牛委員長 ただいまの久保三郎君の動議のことと、自動車の保管場所の確保等に関する法律案に対し、附帯決議を付するに御異議ございませんか。

○筒牛委員長 この際、政府当局より発言を求めておりますので、これを許します。

○筒牛委員長 ただいまの久保三郎君の動議のことと、自動車の保管場所の確保等に関する法律案に対し、附帯決議を付するに御異議ございませんか。

○筒牛委員長 よう決しました。

○筒牛委員長 この際、政府当局より発言を求めておりますので、これを許します。

○小平政府委員 ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、政府といたしましても、十分その趣旨を達しますように、今後関係各省大いに努力をいたしたい、かように考えております。

○筒牛委員長 なお、本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○筒牛委員長 御異議なしと認め、さ

よろ決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後四時十一分散会

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局